

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の学習成果と学位論文等審査基準の対応マップ

| | | 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の学習成果 | | | |
|----------|---|-------------------------------|---|---|---|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 学位論文審査基準 | 1 | ◎ | ○ | ◎ | ○ |
| | 2 | ○ | ◎ | ○ | ○ |
| | 3 | ○ | ◎ | ○ | ○ |
| | 4 | ◎ | ○ | ◎ | ○ |
| | 5 | ◎ | ○ | ◎ | ○ |
| | 6 | | | | ◎ |

法学研究科博士前期課程の学位論文を評価するためのルーブリック

| | 最高段階 | 2 番目の段階 | 最低段階 |
|-------------------------|--|--|---|
| 研究課題の明確性及び先行研究を踏まえての的確性 | 必要かつ十分な先行研究が検討された上で、先行研究の単なる整理・分類に留まらず、研究課題が明確かつ的確に設定されている。 | 必要な先行研究が検討された上で、先行研究の単なる整理・分類に留まらず、研究課題が的確に設定されている。 | 必要な先行研究の検討が十分とはいえず、先行研究の単なる整理・分類に留まり、研究課題が明確かつ的確に設定されているとは言えない。 |
| 課題を追求する上での方法論の適切性 | 設定された課題を追求するために最もふさわしく、しかも法学分野における高い水準の方法論を選択している。 | 設定された課題を追求するためにふさわしく、しかも法学分野における一定水準以上の方法論を選択している。 | 設定された課題を追求するためにさらにふさわしい方法論があり、選択された方法論は法学分野における一定水準に達していない。 |
| 研究方法及び調査方法の妥当性 | 設定された課題を研究するために必要な法情報等を十分に利用・分析している。 | 設定された課題を研究するために必要な法情報等をほぼ十分に収集している。 | 設定された課題を研究するために必要な法情報等を収集しているが、十分な量とはいえない。 |
| 結論の妥当性 | 設定された課題について、採用した研究方法により導かれた結論に飛躍がなく、当該結果を十分に整理し、専門知識に基づき結果を論理的に考察している。 | 設定された課題について、採用された研究方法により導かれた結論は、研究から明らかになった結果であるということができ、結果の考察にも一定の説得力がある。 | 設定された課題について、採用された研究方法により導かれた結論は、研究から明らかになった結果であるとは確言できず、結果の考察に説得力がない。 |
| 研究の独創性と研究分野への貢献 | 先行研究のレビューに基づき、研究内容が独創的であることが明確に示されており、得られた知見による研究分野への一定の貢献があることも明確に示されている。 | 先行研究に当該論文と類似するテーマがないわけではないが、研究内容が独自性を有すると認められ、得られた知見による研究分野への一定の貢献が示されている。 | すでにほぼ同様のテーマの先行研究があり、研究内容が十分な独自性を有するということができず、得られた知見による研究分野への貢献が十分に示されているとはいえない。 |
| その他 | 研究に関わる倫理上の問題について、十分に考慮し、必要な対応を済ませた上で、研究活動を行っている。 | 研究に関わる倫理上の問題について、十分な考慮と必要な対応を行いつつ、研究活動を行っている。 | 研究に関わる倫理上の問題への考慮・対応が十分とはいえない。 |